

CDM 理事会(EB)と A/R ワーキンググループ(ARWG)における審議内容(A/R CDM 関連事項)
2006 年度 (ARWG 9-13 & EB 24-30)

2007/4/9
(社)海外産業植林センター

原文はUNFCCCのサイト参照。EB (<http://cdm.unfccc.int/EB/>) ARWG (<http://cdm.unfccc.int/Panels/ar/>)

EB/ARWG	時期	審議内容
ARWG14	2007 年 6 月 4-6 日	
EB30	2007 年 3 月 21-23 日	○A/R に関する議論はなし
ARWG13	2007 年 3 月 19-21 日	<p>○ Preliminary recommendation: ARNM0024-rev, ARNM0028-rev, ARNM0031, ARNM0032</p> <p>○提案された新方法論には、大部分が承認方法論のコンポーネントで構成されているものがある。その場合プロジェクト参加者は承認方法論の修正要請の提出を考慮することを推奨する。その手続きは UNFCCC の website (http://cdm.unfccc.int/goto/ARrev)に従う。</p> <p>○COP/MOP2 の決定に基づき EB が土地の適格性の証明方法についてパブリックインプットを行った。それを考慮し土地の適格性証明方法のドラフトを作成した(Annex 1)</p> <p>○EB29 の複層林(forest in stands with several storeys of trees)における森林の定義適用についてのガイダンスの要請に対して、そのような状況では、「森林はホスト国の定義した林冠率(または equivalent stocking level)と樹高の閾値両方を満たす異なる層の樹木で構成される」と提案することで合意</p> <p>○「AR CDM プロジェクト活動における測定のためのサンプルプロット数計算の方法論的ツール」ドラフトを提案(Annex 2)。最低限必要なサンプルプロット数を決定するための方法を2つ提供し、新方法論開発に役立つツールである。</p> <p>○「A/R CDM プロジェクトの GHG 排出量の有意性テストツール」ドラフトを提案(Annex 3)。このツールでは、(i) ソースごとの排出、可能性のある炭素プール減少、リーケッジが、そのプロジェクトで有意に小さく、無視することができることを定義する、(ii)承認方法論の適用条件で要求された場合、ソースごとの GHG 排出増加が有意であるか定義する。</p> <p>○下記の議案は次回に持ち越し。(i)不確実性の取り扱いについてのガイドライン案、(ii)プロットベースの測定の QA/QC 手順に関するガイドライン案、(iii)承認方法論統合のアプローチについて、(iv)リーケッジとリーケッジ管理区域についてのガイダンス、(v)小規模方法論 AR-AMS0001 の変更</p>
EB29	2007 年 2 月 15-16 日	<p>○ARWG 副議長黒木氏から Ms. Sanchez に交代。議長は Mr. Gwage</p> <p>○新方法論承認: AR-AM0006 (ARNM0020-rev) (Annex 6), AR-AM0007 (ARNM0021-rev) (Annex 7)</p> <p>○B 判定: ARNM0029</p> <p>○C 判定: ARNM0012-rev</p> <p>○取り下げ: ARNM0017</p> <p>○decision 6/CMP.1 Annex B パラ 4 により、EB は湿地、居住地を転用する SSC A/R 方法論の開発を検討する。Call for public は 2007/2/20-3/14</p> <p>○ARWG の再構成のためエキスパートを募集(2007/2/20-4/2)</p>
ARWG12	2007 年 1 月 29-31 日	<p>○A 判定: ARNM0020-rev (Annex 1), ARNM0021-rev (Annex 2)</p> <p>○C 判定: ARNM0012-rev</p> <p>○COP/MOP の要請により湿地、居住地を転用する SSC A/R 方法論の開発を検討する。この開発に関して、パブリックインプットを募集す</p>

		るよう EB に要請する。
EB28	2006 年 12 月 12-15 日	<p>○新方法論承認 AR-AM0005: (ARNM0015-rev) (Annex17)</p> <p>○再審議: ARNM0026, ARNM0028 は 2007/1/2 までに修正を提出すれば ARWG12 にて再審議</p> <p>○不承認: ARNM0013-rev, ARNM0030</p> <p>○AR-AMS0001 改訂: ベースラインのバイオマス計算と土地の grazing capacity に関するリーケッジ計算の改善、COP/MOP2 の決議に基づく土地の適格性証明手続き(2006/12/23 より有効, Annex18)</p> <p>○EB22 Annex15はベースラインアプローチ 22(b)でも同様。</p> <p>○マーケットリーケッジは ARCDM プロジェクト活動のマーケットインパクトの影響によって、価格や物資の需給に起因するバウンダリー外で起こる GHG 排出増加である。これは AR ベースライン・モニタリング方法論では考慮しなくてよい。</p> <p>○新 AR ベースライン・モニタリング方法論開発のための技術的ガイドラインを承認(Annex 19)</p> <p>○CDM-AR PDD, CDM AR-NM 記入ガイドラインの訂正</p> <p>○COP/MOP の決定(パラ26)に従い A/R の土地の適格性証明の新しい方法を 2007/1/1-2/21 まで一般募集。ARWG13 で審議</p> <p>○COP/MOP では、小規模 AR プロジェクトの上限(decision 5/CMP.1 Annex パラ 1(i))変更について、2007/2/23 までに見解を事務局に提出が求められ、SBSTA26 にて審議</p>
ARWG 11	2006 年 12 月 5-6 日	<p>○A 判定: ARNM0015-rev (Annex 1)</p> <p>○B 判定: ARNM0026, ARNM0028</p> <p>○C 判定: ARNM0013-rev, ARNM0030</p> <p>○Preliminary recommendation: ARNM0020-rev, ARNM0029</p> <p>○作業中: ARNM0012-rev (EB26 で見直し決定), ARNM0021-rev</p> <p>○AR-AMS0001の改訂(Annex 2)</p> <p>○Decision 5/CMP.1 のパラ22ベースラインアプローチ(b)のプロジェクト前排出の扱いについて。モダリティーパラ21によれば、排出の displacementは増加量のみをリーケッジとして扱う。EB22 Annex15で (a), (c)での扱いは提示されていたが、(b)についても同様に扱う。</p> <p>○マーケットリーケッジは価格や需給など ARCDM がマーケットに与えるインパクトによるリーケッジ(例: ARCDM プロジェクトから伐採された木材製品の製造販売)。マーケットリーケッジは(a)不確実で一般化できず、推定にコストがかかる、(b)個別のプロジェクトがマーケットに及ぼす影響は無視できる規模、であることからリーケッジとして考慮しない。</p> <p>○新方法論開発のためのテクニカルガイドライン(Annex 3)</p>
COP12 COP/MOP2	2006 年 11 月 6-17 日	
EB 27	2006 年 10 月 29-11/1 日	<p>○AR 関連の審議はなし</p> <p>○排出削減の関連情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベースラインシナリオ同定と追加性の証明統合ツール
EB 26	2006 年 9 月 26-29 日	<p>○ARNM0019を承認、ARAM0004に。Scope 14にリンク(Annex 15)。</p> <p>○B 判定: ARNM0012-rev, ARNM0015, ARNM0020, ARNM0021, ARNM0024</p> <p>○C 判定: ARNM0027</p> <p>○ARNM0012-rev は ARWG10 で C と判定されたが、B 判定に修正。</p> <p>○ARAM0003 と ARAMS0001 が部分的に修正された(Annex 16, 17)。</p> <p>○「土地の適格性証明方法」が修正された(Annex 18)。</p> <p>○フォーム(CDM-AR-PDD, CDM-AR-NM)とガイドラインの修正</p>

		<p>(Annex 19, 20, 21)。2006/10/6 から有効。</p> <p>○施肥による N2O 排出のカウントについてのガイダンスに合意。</p> <p>(a)バウンダリー内の施肥による直接的(脱窒)・間接的(run-off) N2O 排出のみが A/R CDM プロジェクト活動にカウントされる。</p> <p>(b)N2O 排出がバウンダリー外の苗畑での施肥からのみの場合、この N2O 排出は直接的・間接的排出ともに無視出来る、と考えることができる。</p> <p>○承認方法論の修正など各種フォームの変更(Annex 22, 23, 24))</p> <p>○ARWG の負荷が高くなっているためメンバーを2名増員し計 8 名に。新メンバーを募集する。</p> <p>○小規模 AR 方法論の提出は SSCWG ではなく ARWG に行う。これに関して ARSSC のガイドライン part III を修正。(Annex 25)</p> <p>○12 ラウンドの提出期限は 12/18。</p>
ARWG 10	2006 年 8 月 29-30 日	<p>○A 判定: ARNM0019 (Annex 1)</p> <p>○B 判定: ARNM0015, ARNM0020, ARNM0021, ARNM0024</p> <p>○C 判定: ARNM0012-rev, ARNM0027</p> <p>○ Preliminary Recommendation; ARNM0013-rev, ARNM0026, ARNM0028</p> <p>○承認方法論 ARAM0003 のバウンダリーモニタリング、リーケッジ計算式の修正を行う(Annex 2)。</p> <p>○小規模承認方法論 ARAMS0001 の地下部推定式などを修正する(Annex 3 仮訳あり)。</p> <p>○「土地の適格性証明方法」の修正を提案。現行のままでは PP が既存の方法論に適用できないため(Annex 4 仮訳あり)。</p> <p>○CDM-AR-PDD、CDM-R-NM、そのガイドラインの修正。メスパネルによるフォーム改訂を反映し、承認方法論選択の透明性を高める。</p> <p>○施肥による間接的な N2O 排出に関するガイダンス案の検討。プロジェクトバウンダリー内では施肥からの直接的な N2O 排出のみを考慮する。リーケッジでは、N2O 排出が苗畑での施肥からのみ発生する場合は直接・間接的排出とも無視できる。</p> <p>○12 round の新方法論提出期限は 2006/12/18。</p>
EB 25	2006 年 7 月 19-21 日	<p>○ARWG 副議長藤富氏が辞任、黒木氏(日本)が就任。</p> <p>○C 判定: ARNM0022, ARNM0023, ARNM0025</p> <p>○A/R と non A/R 方法論間の排出ソースのダブルカウント回避について、A/R 活動に関連する排出は A/R CDM プロジェクト活動でカウントすることに合意。通常すべてのバイオマスエネルギーとして使用するプロジェクト活動はバイオマス生産における排出をカウントしなければならない。しかし、登録された A/R プロジェクト活動からのバイオマスを使用することが証明された場合(バイオマス調達についての契約など)は、バイオマス生産における排出をカウントする必要はない。</p> <p>○リコメンデーション・パブリックコメントなどのフォームの改訂。</p> <p>○A/R 方法論が長文のため、レビューワーに対する報酬の改定。</p>
ARWG 9	2006 年 6 月 13-14 日	<p>○C 判定: ARNM0022, ARNM0023, ARNM0025</p> <p>○Preliminary Recommendation: ARNM0021, ARNM0024</p> <p>○作業中: ARNM0015, ARNM0019, ARNM0020</p> <p>○リーケッジとリーケッジ管理エリアについてのガイダンス案ドラフトを、新方法論開発時にどのようにこれについて記述すべきか、PP を援助するために検討し、次回会合で提案。</p> <p>○EB24 からの指示により、類似の承認された方法論の統合を検討。</p> <p>○A/R と non A/R 方法論間の排出ソースのダブルカウント回避に関するガイダンスドラフトを提案(Annex 1 仮訳あり)。</p> <p>○サマリーリコメンデーション等のフォームの修正(Annex 2-6)。パブリックコメントのフォームがかなり簡素化された。</p>

EB 24	2006年5月10-12日	<p>○A/R 新メンバーが決定。</p> <p>○non-A/R CDM プロジェクト活動の承認方法論の説明手順を考慮し、A/R CDM プロジェクト活動の承認方法論に”<i>mutatis mutandis</i> (必要な変更を加えていく)”を適用することに合意した。</p> <p>○説明明確化とガイダンスは次の通り。</p> <p>(a)いくつかの新方法論提案にあった、もっともらしいベースラインシナリオとしての新規再植林の存在(プロジェクトシナリオよりも低いレートではあるが)をどのように記述するかについて Annex 19(仮訳あり)で解説した。</p> <p>(b)AR-AM0001 の編集上のマイナーチェンジを行った(Annex 20)。この修正は 2006/5/19 より有効。</p> <p>(c)プロジェクトバウンダリー内での林道開設による炭素プールの炭素減少は、クレジット期間中の純人為的吸収量と比較して無視できる(わずかな)量である。</p> <p>○方法論 A ケース: ARNM007-rev と ARNM0018 がそれぞれ ARAM0002 (新規・再植林による荒廃地の回復), ARAM0003 (天然更新と放牧のコントロールをとる樹木植栽による荒廃地の新規・再植林)と承認された(Annex 21, 22)。</p> <p>○方法論 B ケース: ARNM0012, ARNM0017。</p>
-------	---------------	--